

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(部、課等)</p> <p>第3条 部(この条において別表1左欄に掲げる組織並びに別表2第1欄及び第4欄に掲げる組織をいう。)は、次項の規定による事務分掌の基本組織である課等又は掛その他の内部組織を、その所掌事務の性質に応じて有機的にまとめ、相互の機能を高めることを目的として編成するものとする。</p> <p>2 課、<u>室及びセンター</u>は、法人の経営、大学の教育研究その他本学の業務の実施に関し必要な事務を分掌するための基本組織とし、その所掌事務の性質に応じ、これを適確かつ効率的に行うために掛その他の内部組織により構成する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(共通事務部)</p> <p>第5条 別表2第3欄に掲げる部局に係る共通の事務を処理させるため、同表第1欄に掲げる共通事務部を置き、共通事務部に同表第2欄に掲げる課又は<u>センター</u>を置く。</p> <p>2 前項の共通事務部に事務部長を、課に課長を、<u>センターにセンター長</u>を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第1項の共通事務部に次長を置くことができる。</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 別表2第3欄に掲げる部局の事務を処理させるため、同表第4欄に掲げる部局事務部又は部局事務室を置き、部局事務部に同表第5欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長(医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあつては事務部長。以下同じ。)を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長(医学研究科事務部、医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあつては副事務部長。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 第1項の部局事務室に事務室長、事務担当その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>第7条 第5条第2項の事務部長、課長又は<u>センター長</u>と、前条第2項の事務長、課長若しくは室長、同条第3項の副事務長又は同条第4項の事務室長は同一人が兼ねることができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 } (略)</p> <p>2 }</p>	<p>(部、課等)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 課及び室は、法人の経営、大学の教育研究その他本学の業務の実施に関し必要な事務を分掌するための基本組織とし、その所掌事務の性質に応じ、これを適確かつ効率的に行うために掛その他の内部組織により構成する。</p> <p>(共通事務部)</p> <p>第5条 別表2第3欄に掲げる部局に係る共通の事務を処理させるため、同表第1欄に掲げる共通事務部を置き、共通事務部に同表第2欄に掲げる課を置く。</p> <p>2 前項の共通事務部に事務部長を、課に課長を置く。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>第7条 第5条第2項の事務部長又は課長と、前条第2項の事務長、課長若しくは室長、同条第3項の副事務長又は同条第4項の事務室長は同一人が兼ねることができる。</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 } (同 左)</p> <p>2 }</p>

改正前					改正後				
<p>3 課長、室長及びセンター長は、上司の命を受け、その所属職員を指揮し、当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 課長補佐、室長補佐及びセンター長補佐は、当該課長、室長又はセンター長（以下「課長等」という。）の定めるところにより、職員を指揮し、当該課長等の職務の一部を掌理する。</p> <p>6～10 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(部局事務部の所掌事務等)</p> <p>第13条 部局事務部又は部局事務室における所掌事務及びその分掌は、部局の事務については当該部局事務部又は部局事務室が事務を所掌する部局の長が、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する共通事務部の事務部長と協議等のうえ当該部局事務部又は部局事務室の長が定める。ただし、部局の事務について、別表2第3欄に複数の部局が掲げられている部局事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第12条を削除する規定中第14項を削除する規定は、平成25年7月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(中略)</p>					<p>3 課長及び室長は、上司の命を受け、その所属職員を指揮し、当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 課長補佐及び室長補佐は、当該課長又は室長（以下「課長等」という。）の定めるところにより、職員を指揮し、当該課長等の職務の一部を掌理する。</p> <p>6～10 (同左)</p> <p>(部局事務部の所掌事務等)</p> <p>第13条 部局事務部又は部局事務室における所掌事務及びその分掌は、部局の事務については当該部局事務部又は部局事務室が事務を所掌する部局の長が、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する共通事務部の事務部長と協議等のうえ当該部局事務部又は部局事務室の長（部局事務室に部局事務室の長が置かれていない場合にあつては、当該部局事務室が事務を所掌する部局の長）が定める。ただし、部局の事務について、別表2第3欄に複数の部局が掲げられている部局事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 改正後の第8条の規定は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>				
別表1 (略)					別表1 (同左)				
別表2 (第5条及び第6条関係)					別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室	1 共通事務部	2 課	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
本部構内（文系）共通事務部	総務課 経理課	文学研究科 文化財総合センター	文学研究科事務部	—	本部構内（文系）共通事務部	総務課 経理課	文学研究科	文学研究科事務部	—
(略)					(同左)				

改正前				改正後			
桂地区 (工学 研究 科)事 務部	総務課 管理課 教務課 学術協力 課 経理事務 センター	工学研究 科 福井謙一 記念研究 センター	— 福井謙一 記念研究 センター 事務部	桂地区 (工学 研究 科)事 務部	総務課 管理課 経理課 教務課 学術協力 課	工学研究 科 福井謙一 記念研究 センター	— 福井謙一 記念研究 センター 事務部
(略)				(同左)			

別表3 (第8条関係)

1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を 定める者
総務部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。	企画管理主幹	総務部長
	個人情報保護及び情報公開に係る事務に関し、法務室長を助け、及び管理すること。	法務室情報公開主幹	総務部法務室長
(略)			

(略)

研究推進部	産業連携、地域連携、プロジェクト事業等の推進等に関する専門的事務に関し、産官学連携課長を助け、及び管理すること。	産官学連携推進室長	研究推進部産官学連携課長
プロボ ストオ フィス	プロボストが行う業務に係る事務に関し、必要な企画立案、連絡調整その他の支援を行うこと。	プロボストオフィス担当部長	プロボストオフィス担当部長

別表3 (第8条関係)

1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を 定める者
総務部	リスクの分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。	企画管理主幹	総務部長
	総長、理事及び監事の秘書事務に関し、総務課長を助け、及び管理すること。	総務課秘書室長	総務部総務課長
(同左)			

(同左)

研究推進部	産業連携、地域連携、プロジェクト事業等の推進等に関する専門的事務に関し、産官学連携課長を助け、及び管理すること。	産官学連携推進室長	研究推進部産官学連携課長
	オープンイノベーション機構設立準備室に係る事務に関し、産官学連携課長を助け、及び管理すること。	産官学連携オープンイノベーション機構設立準備室担当課長	
プロボ ストオ フィス	プロボストが行う業務に係る事務に関し、必要な企画立案、連絡調整その他の支援を行うこと。	プロボストオフィス担当部長	プロボストオフィス担当部長

改正前				改正後			
				情報環境機構	情報環境機構に係る事務に関し、必要な企画立案及び連絡調整を行うこと。	情報環境機構担当部長	情報環境機構長
(略)				(同 左)			
別表4 (第9条関係)				別表4 (第9条関係)			
事務組織	設置組織・職						主任
	課長補佐、 室長補佐、 又はセンター長補佐	事務長補佐	専門員	掛及び掛長	専門職員		
(略)							(同 左)
プロポスト オフィス並びに第4条から第6条に定める課、室及びセンター	○		○	○	○	○	
別表5 (略)							別表5 (同 左)
				プロポスト オフィス並びに第4条から第6条までに定める課及び室	○		○ ○ ○ ○